

高齢者・悪質商法110番 を実施します！

【日時】

令和6年9月**17**日(火)~**19**日(木)

相談受付 **9:00~18:00**

電話・FAX・来所相談(要予約)

屋根の瓦が浮いて
しますよ！

初回お試し
500円ですよ！

なんでも買い取り
しますよ！

無料で点検
しますよ！

保険を使えば
無料ですよ！



困ったな！どうしよう？と思ったら相談を

横浜市消費生活総合センター

電話：045-845-6666

FAX：045-845-7720

よく相談いただくケース

無料で給湯器の点検を行うと電話があり承諾した。来訪した事業者に「このままでは火災が心配」と言われ、交換工事の契約をしてしまった。クーリング・オフしたい。



「くすみが取れる洗顔料」というネット広告を見て注文した。1回限りだと思っていたがすぐに2回目が届き、定期購入になっていたことが分かった。**定期購入を申し込んだ覚えはない**ので、返品したい。



「近所で工事中、お宅の屋根が浮いているのが見えた」と事業者が来訪した。点検後、「今なら安くなる」と補修工事を勧められて契約してしまったが、本当に工事が必要なのか疑問に思う。解約したい。



「**不用品を何でも買い取る**」と電話があり家に来てもらったら「**貴金属はないのか**」としつこく居座られ、指輪とネックレスを二束三文で強引に買い取られてしまった。クーリング・オフしたい。

